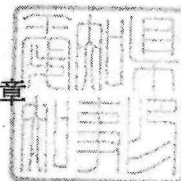




7 用地第 4 6 号
令和 7 年 6 月 3 日

愛知県事業認定審議会
会長 鶴 田 佳 子 様

愛知県知事 大 村 秀 章



事業の認定に関する処分について（諮問）

このことについて、土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 1 6 条の規定に基づく、蒲郡市を起業者とする「東三河都市計画道路 3・5・5 0 号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間 2 号線）」の事業の認定について、同法第 2 5 条の規定に基づく意見書の提出がなされたため、同法第 2 5 条の 2 第 2 項の規定に基づき貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

担当 建設局土木部用地課
指導・事業認定グループ
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 1 1 (ダイヤル)
ファクス 0 5 2 - 9 7 2 - 6 4 1 9